

# 宮古島オリジナルM I C E 促進事業委託業務 公募型企画提案募集要領

## 1. 概要

### (1) 趣旨

平成29年4月に供用開始された宮古島市スポーツ観光交流拠点施設（以下、ドーム型施設という）の有効活用を図るため、M I C E 事業の一環であるインセンティブトラベル（企業報奨・研修旅行）とイベント（文化音楽・産業・生涯スポーツイベント、展示会等）に特化した企画立案に取組み、ドーム型施設を活用した企業研修旅行や新たなイベントの誘致促進を図るものである。

※宮古島オリジナルM I C E とは他の離島には無い大型ドーム施設を活用した企業ミーティングや研修、音楽、文化、スポーツ等のイベントを主体としたドーム型施設から宮古島の情報発信をするドーム型施設活用促進M I C E を指す。

### (2) 業務名

宮古島オリジナルM I C E 促進事業委託業務

### (3) 仕様

【別紙1】仕様書を参照すること。

### (4) 提案上限額

¥4,340,405-（消費税及び地方消費税を含む）

### (5) 主なスケジュール

平成30年6月 5日（火）	公募開始
6月12日（火）	質問書受付締め切り
6月19日（火）	企画提案書受付締め切り
6月27日（水）	プレテーション実施および優先交渉者の選定
6月下旬	受託者の決定および契約締結
平成31年3月15日（金）	履行期限

## 2. 応募資格

次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有する企業、団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限において、宮古島市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 国税及び県税並びに市区町村税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きがなされていないものであること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員、又は、暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(7)国、地方公共団体から受託して、過去3年以内にMICE関連事業を行った実績を有すること。

### 3. 応募の手続き等

#### (1) 応募に必要な書類の配布

応募に必要な書類については、次のいずれかにより入手すること。

- ① 宮古島市ホームページからダウンロード
- ② 宮古島市観光商工部交流推進課（宮古島市役所平良第2庁舎2階）にて直接受取  
※②の場合は紙での配付とする。

#### (2) 質疑応答

企画提案募集要項及び仕様書等の内容に質問がある場合は、「【様式1】質問書」を提出すること。電話及び直接来庁による質問には応じない。

- ・提出期限：平成30年6月12日（火）17時必着
- ・提出方法：下記「12. 連絡・照会先」宛てに、メール若しくはFAXにて送付し、担当者へ電話にて受信確認を行うこと。
- ・回答方法：質問者及び参加申込のあった全参加事業者に対してメール又は文書により、質問の都度(原則翌日)、回答する。

#### (3) 企画提案書等の提出

上記「2. 応募資格」を全て満たし、企画提案への応募を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

**【提出期限】平成30年6月19日（火）17時必着**

**【提出方法】**下記「12. 連絡・提出先」宛てに、持参又は郵送すること。

※郵送の場合は「企画提案参加申込在中」と朱書のうえ、配達記録（簡易書類）郵送とし、担当者へ電話にて到着確認を行うこと。宅配便・伝送による提出は受理しない。

### 4. 企画提案書の作成及び提出

#### (1) 提出書類

応募者は以下の書類を提出すること。

- ① 企画提案応募申込書【様式3】 1部
- ② 業務実績報告書【様式4】及び代表的な業務の契約書・仕様書の写し 1部
- ③ 業務実施体制【様式5】 1部
- ④ 納税証明書（国税、県税、市区町村税分） 1部
- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1部
- ⑥ 印鑑証明書 1部
- ⑦ 企画提案書表紙【様式8】 7部（正1部 副6部）
- ⑧ 企画提案書【任意様式】 7部（正1部 副6部）

## ⑨ 見積書【任意様式】 正1部

本業務に必要な経費を、提案上限額の範囲内で作成すること。

※上記④～⑥は、いずれも発行後3ヶ月以内のものを提出すること。

※上記④は、国税(法人税・消費税及び地方消費税)、県税(法人事業税・法人県民税)、市税(法人分・代表者の個人分)を提出すること

## (2) 企画提案書の作成に係る留意点

- ・A4判の両面印刷を基本とし、A3判を使用する場合は横折り込みとする。
- ・文字サイズは12ポイント以上とすること。
- ・提案内容は、仕様書の業務内容を反映し、その内容の実施にあたっての取組、手法、体制等について明瞭かつ具体的に記載すること。
- ・「仕様書」の内容以外にも有益な提案があれば記載すること。
- ・提出した企画提案書の差し替えは原則認めない。

## 5. 提案辞退

企画提案を辞退する場合は、企画提案参加辞退届【様式7】を提出すること。

## 6. 企画提案の審査評価

### (1) 審査評価手法

企画提案の審査評価は、宮古島市オリジナルMICE促進事業委託業務に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）にて審査評価を実施し、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

応募多数の場合は、一次審査(書類審査等)を実施し、二次審査(プレゼンテーション)における対象事業者を選定する場合がある。その場合の詳細は別途通知する。

### (2) 審査評価の前提

提案見積額が提案上限額を超えており、提案履行内容に合理性がなく著しく本業務仕様と離れている場合は、審査対象外とする。提案見積額は提案上限額の範囲内の提案であるかを確認するものであり、評価対象としない。

### (3) プrezentation

審査評価にあたり、提案事業者によるプレゼンテーションを実施する。実施にあたっては、下記に留意すること。

- ①企画提案の順番は企画提案書の提出順とする。
- ②1事業者につき20分の持ち時間とする。提案内容説明15分、質疑5分。但し、提案者の数によっては変動することがある。その場合の詳細は別途通知する。
- ③企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行うこと。それ以外の内容については評価の対象としない。提出時に提出していない新たな資料を提出することはできない。
- ④出席者数は1事業者2名以内とし、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。
- ⑤使用する機材等は全て提案事業者が用意すること。但し、プロジェクター・スクリーン・電源コードリールについては、本市で用意するものを使用して構わないが、事前に動作確認したい場合には連絡すること。

#### (4) 実施日等

- 日時：平成30年6月27日（水）
- 場所：宮古島市役所平良庁舎内会議室

#### (5) 評価基準

【別紙3】評価基準の通りとし、あらかじめ公表するものとする。

### 7. 提案の無効

下記に一つでも該当する事業者の提案は無効とする。

- ①本企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- ②ひとつの事業者が複数申請したとき。
- ③書類等に虚偽の記載をしたとき。
- ④所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- ⑤誤字・脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
- ⑥本企画提案に関する資格・条件等に違反したとき。
- ⑦その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。

### 8. 優先交渉権者の選定

選定委員会の審査の結果、委員評価の合計点が最も高く、かつ総配点の50%以上である事業者を優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。但し、最も高い評価点を獲得した事業者が2以上ある場合は、該当者にくじを引かせ優先交渉権者を選定する。

### 9. 評価選定結果の通知

選定委員会の審査後、全提案事業者に対し1週間以内に文書【様式9】にて通知する。なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査に対する異議申し立ては受け付けない。

### 10. 契約交渉

- (1) 優先交渉権者に選定された事業者は速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約手法等の詳細について協議する。双方協議のうえで受託事業者として決定し、本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。
- (2) 本業務の履行期限は契約締結日から平成31年3月15日（金）までとする。

### 11. その他

- ①本企画提案に係る全ての費用は提案事業者の負担とする。
- ②提出された全ての資料の所有権は本市にあるものとし、提出された資料の返却は行わない。
- ③企画提案書等を受理した後の提案事業者による加筆・修正等は原則認めない。
- ④本企画提案により知り得た本市独自の情報や個人情報等は適正に管理し情報の漏洩や不正使用を行ってはならない。

## 12. 連絡・提出先

郵便番号：906-8501

住 所：宮古島市平良字西里 187 番地（平良第 2 庁舎 2 階）  
宮古島市觀光商工部交流推進課

担当者：栗國・仲宗根

電話：0980-73-2690

FAX：0980-73-2692

E-mail：[koryu@city.miyakojima.lg.jp](mailto:koryu@city.miyakojima.lg.jp)